

四街道市フリースクール等利用料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不登校児童生徒がそれぞれの特性に合った通いの居場所を確保し、不登校状態を起因とした孤立を防ぐため、当該児童生徒の保護者に対し、当該年度の予算の範囲内において四街道市補助金等交付規則（昭和46年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、四街道市フリースクール等利用料補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 児童生徒

学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2号に規定する学校に通う児童生徒のうち、市内に住所を有する者をいう。

(2) 不登校児童生徒

前号に定める児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状態にあるために登校が困難な者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた者をいう。

(3) フリースクール等

不登校児童生徒に対し、学習支援、生活習慣の改善指導、教育相談及び体験活動等の活動を行っている民間の施設をいう。

(4) 認定施設

第16条の規定により市長が認定した施設をいう。

(5) 保護者

学校教育法第16条に規定する保護者とする。

(6) 利用料

認定施設に在籍する全ての児童生徒に対して提供する活動に対して、認定施設が保護者から月ごとに徴収する利用料をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる各号の規定をすべて満たす者とする。

(1) 在籍する学校（以下「在籍学校」という。）におおむね年間30日以上登校していない児童生徒の保護者

(2) 認定施設を利用する児童生徒の保護者

(3) 児童生徒の様子等に関する情報について、在籍学校とフリースクール等が相互に情報共有することを承諾する保護者

(4) 市や県の相談機関と必要に応じ連携ができる保護者

(5) その他対象経費の補助について、別の団体等から受けていない保護者

ただし、市長が特に認める補助を受けている場合はこの限りではない。

(6) 市税の滞納がない保護者

2 前項の規定にかかわらず、市長は特に必要と認める者を補助対象者とすることができる。

(補助金額)

第4条 児童生徒1人あたりの補助金額は、1月につき、利用料(消費税及び地方消費税を除く。)の3分の1の額(その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とし、10,000円を上限とする。

2 月の中途において児童生徒が認定施設を入退所した場合も、当該月にかかる利用料の実費額の3分の1(その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)を補助することとし、10,000円を上限とする。

(補助申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、四街道市フリースクール等利用料補助金申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に関係書類を添えて、各年度の最初の利用日(体験入所等により利用料が発生する日を含むものとし、不登校児童生徒としての利用日をいう。以下「利用開始日」という。)が属する月の末日(利用開始日が3月中の場合は3月末日。以下「申請期限」という。)までに市長に提出しなければならない。

2 補助金交付の対象となる期間は、前項の規定により申請した日(以下「申請日」という。)の属する月の1日から申請日の属する年度の末日までとする。

(補助対象者の認定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容の審査を行い、補助対象者として認定するか否かを決定するものとする。この場合において、市長は、児童生徒の在籍学校の学校長の意見を聴取することができる。

2 市長は、前項の審査により補助対象者として認定した者(以下「補助認定者」という。)には、四街道市フリースクール等利用料補助金対象者認定通知書(様式第2号)により、補助認定者としなるときは、四街道市フリースクール等利用料補助金対象者不認定通知書(様式第3号)によりその旨を申請者に通知する。

3 市長は、補助認定者が偽りその他不正な手段により、補助認定者として決定を受けたと認めるときは、四街道市フリースクール等利用料補助金認定者取消通知書(様式第4号)により、補助認定者の決定を取り消すことができる。

(在籍学校及び認定施設への情報提供)

第7条 市長は、前条第1項の規定により補助認定者としたときは、申請者の児童生徒が利用する在籍学校及び認定施設に対し、申請内容について情報提供を行うものとする。

(変更の届出)

第8条 補助認定者は、既に認定を受けた申請書の内容を変更しようとするときは、速やかに四街道市フリースクール等利用料補助金変更届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第9条 補助認定者は、四半期ごとの補助対象経費に係る補助金について、次項各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める提出期限内に、四街道市フリースクール等利用料補助金実績報告書兼補助金交付請求書(様式第6号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添

えて、市長に提出しなければならない。

(1) 四街道市フリースクール等利用確認書兼補助金対象経費報告書（様式第7号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 実績報告書の提出期間区分及び提出期限は、次のとおりとする。ただし、期限内に提出できないことについて市長が特に認めたときは、次の提出期限区分（同一年度内に限る。）の提出期限まで延長することができるものとする。

(1) 4月1日から6月30日までの利用料等 8月末日

(2) 7月1日から9月30日までの利用料等 11月末日

(3) 10月1日から12月31日までの利用料等 2月末日

(4) 1月1日から3月31日までの利用料等 3月末日

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査および必要に応じて行う調査等により、その報告に係る利用料等が補助金の交付決定の条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金の交付を決定する補助認定者（以下「交付決定者」という。）に、四街道市フリースクール等利用料補助金決定通知書（様式第8号）により通知する。

（支給の方法）

第11条 補助金は、申請者へ通知した四街道市フリースクール等利用料補助金決定通知書（様式第8号）記載の額を指定された金融機関の口座へ、四街道市から直接振り込むことにより支給するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定者又は対象施設等が偽りその他不正な手段により、交付決定者が補助金額の交付決定を受けたと認めるときは、交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、四街道市フリースクール等利用料補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により、交付決定者に通知する。

（補助金の返還）

第13条 市長は、第12条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る補助金が既に交付されているときは、交付決定者に対し、四街道市フリースクール等利用料補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により、当該補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（フリースクール等の認定施設の基準）

第14条 市長が認定する施設は、民間団体または法人が経営し、かつ、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 原則として1年以上の活動実績（任意団体として活動していた期間を含む。）があること。

(2) 原則として週に1回以上開所し、主に学校の授業時間内に不登校児童生徒の受け入れができること。

(3) 利用している不登校児童生徒の将来の社会的自立を目指して、生活習慣の改善指導、学習支援及び教育相談等に関する取組を提供していること。

- (4) オンライン型フリースクールにおいては、学習履歴がわかること、双方向的にコミュニケーションがとれ、協働的な学びを実現できること。
- (5) 市長または学校長の要請により、利用している不登校児童生徒に関する必要な情報を提供したり視察を受け入れたりするなど、在籍学校及び教育委員会と連携することができること。
- (6) 業務上、知り得た不登校児童生徒の個人情報については、慎重に取り扱うとともに、他に漏らさないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた施設は認定施設とすることができる。

(施設の認定申請)

第 15 条 認定施設として認定を受けようとする者は、四街道市フリースクール等利用料補助金適用認定施設申請書(様式第 10 号。以下「認定施設申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 施設概要、人員体制、学習及び活動内容が分かるもの
- (2) 利用料の額が確認できるもの
- (3) 学校との連携内容が分かる書類
- (4) 法人にあっては、当該申請を行った日から前 3 か月以内に発行された運営者に係る登記事項証明書

(5) その他市長が必要と認める書類

(施設の認定)

第 16 条 市長は、前条に規定する認定施設申請書の提出があったときは、その内容を審査し、認定するものとして判断したときは四街道市フリースクール等利用料補助金適用認定施設決定通知書(様式第 11 号)により、認定しないものとして判断したときは四街道市フリースクール等利用料補助金適用不認定通知書(様式第 12 号)により、申請を行った者に通知するものとする。

(施設の変更、廃止及び休止)

第 17 条 認定施設として認定を受けた者は、認定施設申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかに四街道市フリースクール等利用料補助金適用認定施設変更届出書(様式第 13 号)を市長に提出しなければならない。

2 認定施設を廃止または休止するときは、速やかに四街道市フリースクール等利用料補助金適用認定施設廃止・休止届(様式第 14 号)を市長に提出しなければならない。

(施設の認定取消)

第 18 条 市長は、認定施設が第 14 条に規定する基準を満たさなくなったとき又は認定後に施設職員による利用者への虐待等利用者の心身の安全が脅かされる状況が発生したとき、その他市長が特に必要と認めたときは同条の認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、四街道市フリースクール等利用料補助金適用施設認定取消通知書(様式第 15 号)により認定施設として認定を受けた者に通知するものとする。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年度に係る補助金に限り、第5条第1項中「属する月の末日」を「属する年度の末日」と、同条第2項中「前項の規定により申請した日（以下「申請日」という。）の属する月の1日から申請日の属する年度の末日まで」を「利用開始日が属する月の1日から利用開始日が属する年度の末日まで」と、第9条第2項中「次の提出期限区分（同一年度内に限る。）の提出期限まで」を「3月末日まで」と読み替えるものとする。

(失効等)

- 3 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る補助金については、この告示は、同日後も、なおその効力を有する。
- 4 この要綱の失効の際、現に前項の規定による失効前の四街道市フリースクール等利用料補助金交付要綱第6条の規定により市長が補助金の交付の決定をした者に係る第11条及び第12条の規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。